

協議事項第1号

審議会の運営方法について（案）

協議1 会議の公開の可否について

会議は公開とする。

審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（本庄市水道事業審議会規則第2条）

協議2 傍聴人の定員について

傍聴人の定員は10人とする。

10人を超えた場合には、くじ引きとする。

協議3 会議録の調製・公表について

（1）会議録の調製にあたり、発言者名は無記名とする。

（2）会議録は、会長が署名した日をもって確定する。

（3）会議録の公表は、会議録を確定した日以降に行う。